



大阪労働局発表  
(大阪市と同時発表)  
令和3年3月16日(火)

【照会先】  
大阪労働局労働基準部賃金課  
(電話) 06(6949)6502

## 大阪市との「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」の 協定内容の拡充について

### ～大阪市発注業務の最低賃金履行確保を強化します～

大阪労働局(局長 木暮 康二)は、大阪市契約管財局と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を平成29年12月19日に締結し、大阪市が業務委託契約における最低賃金違反の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する取組みを行っています。

今般、最低賃金の履行確保を推進するために、大阪市が低入札価格調査を行ったうえ、契約締結した場合についても大阪労働局へ情報提供を行うよう協定内容の拡充を行い、再度、協定の締結を行いました。

- 1 協定締結日 令和3年3月16日(火)
- 2 協定の締結者 大阪労働局労働基準部長 友住 弘一郎(ともずみ こういちろう)  
大阪市契約管財局長 河村 浩一(かわむら こういち)

#### 3 新たな協定により拡充した内容

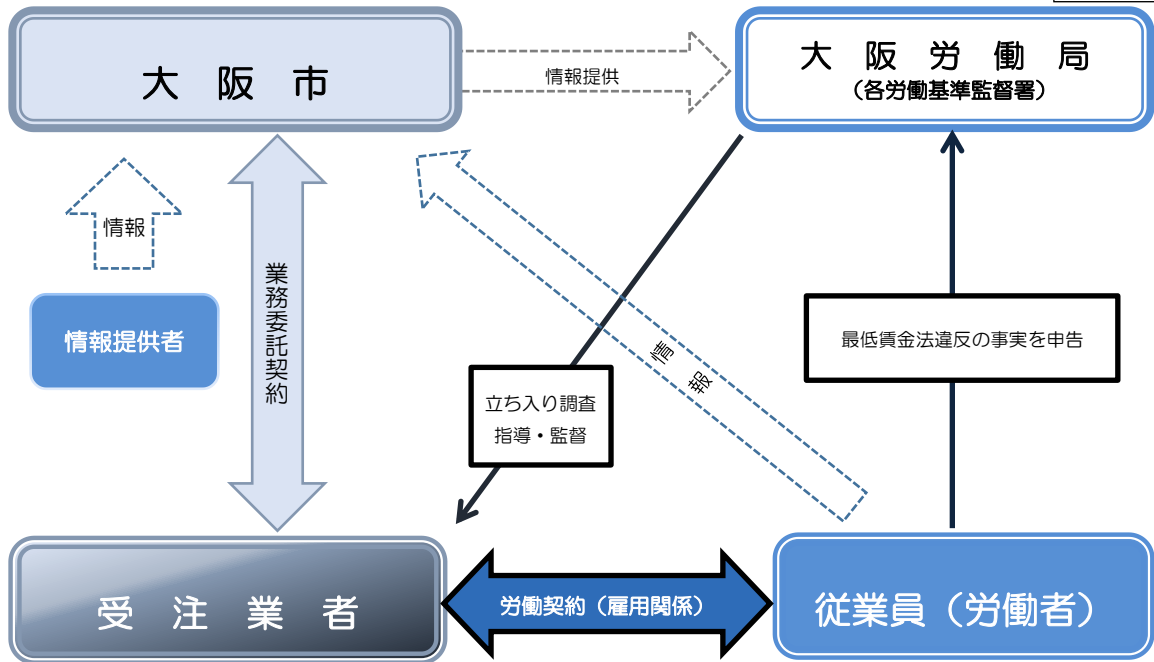
大阪市発注の業務委託契約で、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行ったうえ、契約締結した場合は、大阪労働局へ契約事項について情報提供を行います。

#### 4 新たな協定内容の情報提供に係るフローイメージ(別添1・2)

現行の取組みは、大阪市が発注する委託先に雇用される労働者が大阪府最低賃金未滿で支払われている恐れがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供を行っていますが、今回の協定の拡充に伴い、低入札価格調査を行ったうえ、契約締結した場合についても大阪労働局へ情報提供を行います。

# 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

別添 1  
H29.12.19



# 低入札価格調査に係る情報の提供に関する協定

別添 2  
R3.3.16

大 阪 市

情報提供

大 阪 労 働 局  
(各労働基準監督署)

入札※・契約

※対象となる入札

低入札価格調査制度適用による  
調査基準価格を下回る入札（低入  
札価格調査）

※監督を行った  
場合、違反等あ  
れば是正勧告

低入札受注業者